

鹿児島県保育所等給食支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 コロナ禍における原油価格及び物価高騰等による給食費等の負担軽減を図るため、一定の要件を満たす保育所等に対し必要な費用を交付するものとし、その交付については、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付の対象者)

第2条 この要領に基づき補助金の交付申請をすることができる者（以下「補助事業者」という。）は、原則として次の各号を全て満たす私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び知事に届出（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出）を行った認可外保育施設の設置者とする。

- (1) 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること
- (2) 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと
- (3) 給食を月10日以上実施していること

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業の実施主体、補助基準額、補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付業務の委託)

第4条 県は、補助金の交付業務を委託により実施することとする。

- 2 補助金の交付事務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この要領及び委託契約書に基づき、適切に業務を遂行しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、交付申請書兼請求書（別記第1号様式）により、補助金の交付申請を受託者（鹿児島県保育所等給食支援事業事務局（以下「事務局」という。））に提出するものとする。

- 2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金計算書（別記第1-1号様式）
 - (2) その他事務局が必要と認める書類
- 3 第一項の交付申請書の提出期限は事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次に定めるところとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(補助金の交付決定等の通知)

第7条 事務局は、第5条に定める申請手続書類を受領した場合は審査を行い、適切と判断した場合は補助金の交付を決定し、補助事業者に対してその旨を交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、法令、条例等（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他事務局の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金額の額の確定は、第7条に規定する補助金の交付決定通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、第9条に規定する補助金額の確定後、別記第1号様式により交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 実施主体	2 基準額	3 補助率	4 対象経費
幼稚園，幼稚園型認定こども園，認可外保育施設の設置者	施設単位ごとに次の算式で算出された額の合計額 給食費(※1)×物価上昇率(※2)×認定区分ごとの対象園児数(月額)(※3)で算出した金額 ※1 給食費の基準単価 主食費のみ：3,000円 副食費のみ：4,500円 主食費と副食費：7,500円 ※2 物価上昇率 物価上昇率については、別に定めるものとする。 ※3 対象園児数 毎月初日の園児数とする。	10/10	「2 基準額」で示す算式に基づき、算定した令和4年4月分から令和5年3月分までの給食費

別記第1号様式（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

鹿児島県保育所等給食支援事業事務局 御中

住 所
施 設 名
代表者名

年度鹿児島県保育所等給食支援事業費補助金
交付申請書兼請求書

年度において鹿児島県保育所等給食支援事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県保育所等給食支援事業実施要領第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関 係 書 類
- (1) 補助金計算書（別記第1-1号様式）
- (2) その他必要と認める書類（毎月初日の園児名簿，振込先口座の通帳の写し）
- 3 請求金額
- 請求金額 金 円

金融機関名		本・支店名	
普通・当座の種別		口座番号	
(カタカナ) 口座名義人			

(幼稚園, 幼稚園型認定こども園, 認可外保育施設)

別記第1-1号様式 (第5条関係)

令和 年 月分

施設名

年度保育所等給食支援事業費補助金計算書

内容	基準単価 (円) ①	物価上昇率 ②	対象園児数 (人) ③	交付申請額 (円) (①×②×③)
主食費 (米, パン等) のみを徴収している場合	3,000円			円
副食費 (おかず等) のみを徴収している場合	4,500円			円
主食費と副食費の両方を 徴収している場合	7,500円			円
合計			人	円

【チェック項目】

申請において, 以下の要件を満たしている場合は☑をお願いします。

なお, 原則として, 全ての項目を満たしていない場合, 申請はできません。

- 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること
- 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと
- 給食を月10日以上実施していること
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
なお, 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

令和 年 月 日 法人名

法人代表者名

(記入上の注意)

1. 記入例を参考に記載すること
2. 対象園児数については, 別途提出する各月初日の園児数名簿を参考に記入すること
3. チェック項目の確認のため, 法人名及び法人代表者名を記入すること
4. 交付申請額合計欄について, 千円未満の端数は切り捨てること

(任意様式で可)

令和 年 月初日現在
施設名

園児名簿

No.	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

No.	氏名
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

No.	氏名
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

※行が不足する場合は、適宜追加すること

上記の園児名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

法人名
法人代表者名

別記第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿（様）

鹿児島県保育所等給食支援事業事務局

年度鹿児島県保育所等給食支援事業費補助金
交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿児島県保育所等給食支援事業費補助金については、鹿児島県保育所等給食支援事業費補助金実施要領第7条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件